

議員提出第 6 号議案

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日提出

加東市議会議会運営委員会
委員長 小 川 忠 市

加東市条例第 号

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例

加東市議会委員会条例(平成 1 8 年加東市条例第 1 8 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「秘書室」を「秘書広報課」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議員提出第6号議案 要旨

加東市議会委員会条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市事務分掌条例の改正に伴い、常任委員会の所管の名称を改正するものである。

2 改正内容

秘書室の名称を変更すること。（第2条関係）

3 施行期日 令和5年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p style="padding-left: 2em;">秘書室の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">まちづくり政策部の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">総務財政部の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">市民協働部の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">会計課の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">教育委員会事務局教育振興部の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">教育委員会事務局こども未来部の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">監査委員の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">公平委員会の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">その他の常任委員会に属さない事項</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p style="padding-left: 2em;">秘書広報課の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">まちづくり政策部の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">総務財政部の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">市民協働部の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">会計課の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">教育委員会事務局教育振興部の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">教育委員会事務局こども未来部の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">監査委員の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">公平委員会の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">その他の常任委員会に属さない事項</p> <p>(2) (略)</p>